



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

号外第9号 令和5年3月23日発行

目次

【選挙管理委員会告示】

番号	表題	担当課名
29	徳島県知事選挙の期日を告示する件	
30	令和5年4月9日執行の徳島県知事選挙において繰り上げて投票を行う投票区を告示する件	
31	令和5年4月9日執行の徳島県知事選挙における投票用紙の様式を定める件	
32	令和5年4月9日執行の徳島県知事選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者を選任する件	
33	令和5年4月9日執行の徳島県知事選挙における選挙会の場所及び日時を告示する件	

【選挙長告示】

番号	表題	担当課名
1	令和5年4月9日執行の徳島県知事選挙における選挙立会人について、候補者からの届出に係る者が10人を超えると、又は同一政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が3人以上あるときにくじを行う場所及び日時を定める件	

徳島県選挙管理委員会告示第二十九号

徳島県知事選挙の期日は、次のとおりである。

令和五年三月二十三日

徳島県選挙管理委員会委員長

中 田 丑 五 郎

令和五年四月九日

徳島県選挙管理委員会告示第二十号

令和五年四月九日執行の徳島県知事選挙について、次の投票区における投票の期日は、次のとおりとする。

令和五年三月二十三日

徳島県選挙管理委員会委員長

中 田 丑 五 郎

市町村名	投票区名	投票の期日
阿南市	伊島投票区	令和五年四月八日

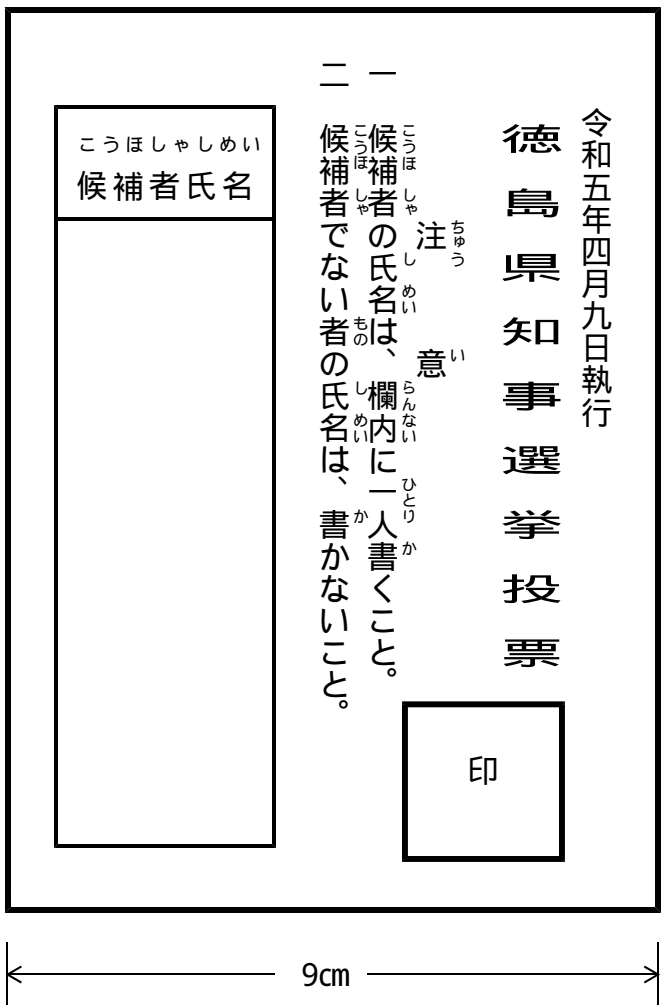
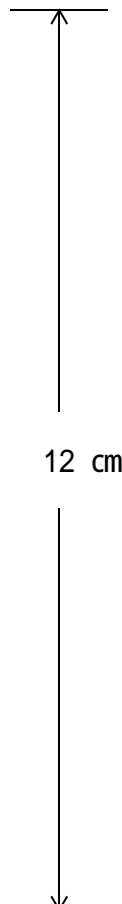
徳島県選挙管理委員会告示第二十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十五条第二項の規定により、令和五年四月九日執行の徳島県知事選挙における投票用紙の様式を次のとおり定める。

令和五年三月二十三日

徳島県選挙管理委員会委員長

中 田 丑 五 郎



備考

- 一 片面印刷とすること。
- 二 用紙はうぐいす色地とし、黒色のインクで印刷すること。
- 三 紙質は、合成紙（点字分は上質紙九十キログラム）とすること。
- 四 投票用紙に押すべき印は、徳島県選挙管理委員会規程（昭和四十年徳島県選挙管理委員会告示第二号）第十八条に定める徳島県選挙管理委員会の印のうち2号の印とし、刷込みとすること。

徳島県選挙管理委員会告示第二十二号

令和五年四月九日執行の徳島県知事選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任する。

令和五年三月二十三日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

阿 南 市	住 所	選 挙 長	選 挙 長 の 職 務 を 代 理 す べ き 者
賀 原 一 徳	氏 名		
徳 島 市	住 所	選 挙 長 の 職 務 を 代 理 す べ き 者	
唐 渡 茂 樹	氏 名		

徳島県選挙管理委員会告示第三十二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定により、令和五年四月九日執行の徳島県知事選挙における選挙会の場所及び日時を次のとおり告示する。

令和五年三月二十三日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

- 一 場所 徳島市万代町三丁目五番地三 徳島県職員会館内 第一会議室
- 二 日時 令和五年四月十一日 午前九時四十五分

徳島県知事選挙選挙長告示第一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において読み替えて準用する同法第六十二条第六項の規定により、令和五年四月九日執行の徳島県知事選挙における選挙立会人について、候補者からの届出に係る者が十人を超えるとき、又は同一政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上あるときにくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

令和五年三月二十三日

徳島県知事選挙選挙長 賀 原 一 徳

一 場所 徳島市万代町一丁目一番地 徳島県庁内 徳島県選挙管理委員会委員室

二 日時 令和五年四月七日 午前十時三十分